

～後期高齢者医療の被保険者の皆さんへ～

平成26年度も肺炎球菌ワクチン予防接種費用の一部を助成します。

助成期間：7月1日から9月30日までとなります。
※希望される場合は、必ず期間内にワクチン接種を行ってください。

●肺炎球菌ワクチンとは

肺炎球菌による肺炎での高齢者の死亡率は、近年増加しています。このワクチンを接種することで、免疫ができ、重症化を防ぐことができます。

●助成対象者

- ①和水町に住所を有する人
- ②ワクチン接種日において、後期高齢者医療被保険者である人
(なお、平成25年12月31日までに75歳の誕生日を迎えられた人)
- ③平成25年度肺炎球菌ワクチン予防接種費用助成を受けていない人
- ④過去5年以内に肺炎球菌ワクチン予防接種を受けたことがない人

●助成額（町内の医療機関の場合）

接種費用	-	助成額	=	自己負担額
〔医療機関によって 異なります。〕		5,000 円		〔医療機関で お支払いください。〕

※接種費用が、5,000円を下回った場合は、接種費用を上限として助成します。
※町外の医療機関は、償還払いとなります。一旦、全額自己負担していただき、町へ申請してください。

●接種の場所

町内の医療機関またはかかりつけの医療機関
※医療機関への予約が必要となります。

●接種時の持参品

- ①肺炎球菌ワクチン予防接種助成券（薄緑色）
- ②問診票
- ③後期高齢者医療被保険者証（保険証）



問い合わせ先 本庁 税務住民課 国保年金係 ☎0968・86・5723
本庁 健康福祉課 保健予防係 ☎0968・86・5724

～国民健康保険・後期高齢者医療の被保険者の皆さんへ～

8月から保険証が切り替わります!

保険証の有効期間は、[平成26年8月1日から平成27年7月31日まで](#)の1年間です。
新しい保険証は7月中に[簡易書留で郵送](#)いたします。
現在お持ちの保険証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証については、[8月1日以降に破棄](#)していただきますようお願いいたします。

国民健康保険

●保険証の色について

保険証の色について、次のとおり変更します。
★一般被保険者……黄緑色 → 薄むらさき色
★退職被保険者……黄色 → もも色

●70歳～74歳の国保被保険者の保険証について

70歳～74歳の国保被保険者に対しては、負担割合を記載した保険証をお送りしています。
※今後、有効期間内に70歳の誕生日を迎えられる場合、誕生日の月の翌月(1日生まれの人は誕生月)に新しい保険証をお送りします。
※平成26年度から、70歳以上75歳未満の人の自己負担割合が変更になりました。昭和19年4月2日以降の生まれの人は2割となり、昭和19年4月1日以前生まれの人は1割に据え置かれます。現役並み所得者の自己負担割合は3割のままで変更ありません。

●限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証について

現在、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの人で、8月1日以降も必要な場合は、[改めて申請が必要です](#)。下記までご相談ください。



後期高齢者医療

●保険証の色について

保険証の色について、次のとおり変更します。
オレンジ色 → 水色

●限度額適用・標準負担額減額認定証について

既に「限度額適用・標準負担額減額認定証」(オレンジ色)をお持ちの人は、新しい「限度額適用・標準負担額減額認定証」(水色)を[保険証と一緒に送ります](#)。
また、入院中(予定)の人でまだ「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちでない人は、下記担当課にご相談ください。
※平成26年度の市町村民税の課税状況をもとにして、[世帯の全員が市町村民税非課税の人が対象となります](#)。

問い合わせ先 本庁 税務住民課 国保年金係 ☎0968・86・5723
総合支所 住民課 住民生活係 ☎0968・34・3111(内線752)